

戦後北米向け陶磁器輸出における輸出カルテルの実態：  
1954年のバンブーチェーン問題を手がかりとして

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺村, 泰 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00005733">https://doi.org/10.14945/00005733</a>

## 論 説

# 戦後北米向け陶磁器輸出における輸出カルテルの実態 —1954年のバンブーチャイナ問題を手がかりとして—

寺 村 泰

### 目次

#### はじめに

1. バンブーチャイナ問題の発生
2. 対抗の激化
3. 紛争の国際化
4. 並生地製品対米輸出促進連盟の結成
5. 紛争の決着とその後

#### おわりに

### はじめに

本稿では、1954年から55年にかけて陶磁器業界を揺るがしたいわゆる「バンブーチャイナ問題」に関してその経緯をまとめることにより、陶磁器輸出カルテルの実態を具体的な形で明らかにするとともに、陶磁器輸出カルテルの基本的性格を論じることとする。

なお、本稿は、この事例を通じて、産業貿易政策の一つとしての輸出カルテル助成政策<sup>1</sup>が、個別産業において実際にどのように機能していたか、あるいは機能していなかったかに関してその一端を明らかにするものである。ただし、個別産業の特性に応じて輸出カルテルの機能が異なることが当然想定されるため、過度な一般化は避けなければいけないが、筆者が課題<sup>2</sup>としてきた戦後日本における輸出カルテル政策の性格解明のための不可欠な作業としての意味を有している。

<sup>1</sup> 戦後の輸出カルテル助成政策に関しては、拙稿「戦後輸出カルテル政策の形成—1952年輸出取引法成立過程の研究—」静岡大学『経済研究』13巻2号、2008年10月、および拙稿「輸出カルテル助成政策」、原朗編『高度成長始動期の日本経済』、日本経済評論社、2010年6月、参照。

<sup>2</sup> 拙稿「戦後輸出カルテル助成政策分析の課題」静岡大学『経済研究』13巻1号、2008年7月。

第二次大戦後の陶磁器輸出カルテルおよびバンブーチャイナ問題については、陶磁器業界団体および関係者による著作によっておおよその経過に関しては既に知られているところである。例えば、日本輸出陶磁器史編纂委員会『日本輸出陶磁器史』や、日本陶磁器輸出組合『十五年史』、同『四十七年史』などの団体史、陶磁器の業界団体幹部を歴任しバンブーチャイナ問題が起こった当時は日本陶業連盟の専務理事であった三井弘三による『概説近代陶業史』、および同『昭和陶業史余聞』、日本陶磁器輸出組合理事長を長期にわたって務めバンブーチャイナ問題においては輸出組合側で先頭に立って活動した永井精一郎に関する伝記である小出種彦『永井精一郎伝』<sup>3</sup>などにおいてこの問題は触れられている。ただし、これらはいずれも当事者の回顧やそれをもとにしたものであり正確な日付や資料に基づいて叙述されているわけではない。

本稿では、日本陶磁器輸出組合内に保存されている一次資料<sup>4</sup>に基づいて可能な限り正確にその経緯を再現し、この事例を通じて陶磁器輸出カルテルの基本的性格を論じていくこととする。

なお、このバンブーチャイナ問題を理解する前提として、紙幅の関係でごく簡単ではあるが、この時期の陶磁器産業の基本的構造と輸出カルテル規制についてあらかじめ触れておきたい。1950年代において陶磁器生産に占める輸出額の比率は常に6割以上を占めていた。日本全体の総輸出額に占める陶磁器輸出の比重は2%台後半であったが、陶磁器輸出は、輸入原料に依存する部分が小さいため外貨手取り率が高く、外貨不足に悩む当該期の日本経済にとっては重要な戦略的産業であった。1954年に政府によって作成された「新輸出計画」においても硫酸やミシンなどと並んで輸出の伸長が期待され、外貨手取り率を勘案すると普通鋼鋼材にも匹敵する外貨獲得が期待されていた<sup>5</sup>。

陶磁器輸出地域は、北米と東南アジアが2大地域を成しており、北米には日本陶器株式会社をはじめとする少数国内大企業グループが生産する「白素地」ディナーウェアが輸出され、東南アジア地域には岐阜県美濃地方や愛知県瀬戸地方を中心に多数存在した中小企業＝「窯屋」が生産する「並素地」食器が輸出されていた。この「白素地」と「並素地」とでは、原材料、生産技術、製品の品質において相当の格差があり、したがってこのような生産および輸出における二重構造が戦前以来成立していた。いわば「市場の分割＝棲み分け」が事実上成立しており、この棲み分けを崩す動きには大きな抵抗が生ずることとなる。バンブーチャイナを巡る騒動はその好例であった。

市場の分割＝棲み分けは、国際的にも成立していた。北米市場において最も高級品に関してはウ

<sup>3</sup> 日本輸出陶磁器史編纂委員会『日本輸出陶磁器史』（財団法人名古屋陶磁器会館発行、1967年）、日本陶磁器輸出組合『十五年史』（1967年）、同『四十七年史』（1999年）、三井弘三『概説近代陶業史』（日本陶業連盟発行、1979年）、および同『昭和陶業史余聞』（中部経済新聞社、1980年）、小出種彦『永井精一郎伝』（永井精一郎伝記編纂委員会発行、1974年）

<sup>4</sup> 日本陶磁器輸出組合資料に関しては、拙著「『日本陶磁器輸出組合』関係資料仮目録（第一次）」静岡大学『経済研究』14巻1号（pp77～102）、2009年7月、および「『日本陶磁器輸出組合』関係資料仮目録（第二次）」静岡大学『経済研究』14巻2号（pp63～70）、2009年10月、を参照のこと。

<sup>5</sup> 詳しくは、拙稿「日本の高度経済成長を支えた陶磁器輸出—日本陶磁器輸出組合関係資料の価値と保存の重要性—」『JAPPI NEWSLETTER』日本陶磁器産業振興協会、120号（pp1-6）2009年7月、参照。

エッジウッドなどの欧州企業が主として供給し、ホテルウェアについてはアメリカ企業が得意とした。日本は、アメリカメーカーとは競合しない家庭用のディナーウェアを主として供給していた。戦前来、日本からのホテルウェアの輸出は摩擦を回避するため自粛されており、この規制は1993年まで継続した。

戦後日本においてこの「棲み分け」を制度的に担保していたのは、輸出貿易管理令に基づき通産省によって行われたチェックプライス制と、1952年に成立した輸出（入）取引法にもとづいて設立された輸出組合による組合員協定による規制であった。とりわけディナーセット輸出に関してはその重要性からこの二重の規制が永らく維持されることとなった。なお、以上の概略については注3の諸文献を参照されたい。ただし、「棲み分け」という表現は筆者によるものである。

## 1. バンブーチャイナ問題の発生

バンブーチャイナ問題とは、米国輸入商が1954（昭和29）年春ごろから北米ディナーウェア輸出においてはアウトサイダーであった日本側並素地生産者に対して上記の輸出入取引法にもとづく輸出カルテルの規定上の抜け穴をすり抜ける形で大量注文を成したため、対米輸出カルテル維持を図るディナーウェア協会および日本陶磁器輸出組合との間で政界をも巻き込んでの大紛議に発展した問題であった。

具体的には、米国輸入商トランス・パシフィック・インペックス社がストロング商会（極東）を通じて発注を行ない、日本側では網太商店が買付代行にあたった。これに応じた日本側の生産者は山十製陶（恵那）と山津製陶（土岐）であり、安価な6ピースセットについて600万セットという大量の受注であった<sup>6</sup>。なお、「バンブーチャイナ」という名称は、陶磁器の表面に竹の絵が描かれていることからきている。

6ピースの内訳は、ディナープレート（9インチ8分の3）<sup>7</sup>1個、ティープレート1個、B/Bプレート1個、クープスプ1個、カップソーサー1組（2個）であり、FOB価格は40セントで、チェックプライスの63セントよりはるかに安価であった。

資料上確認できる限りでこのバンブーチャイナ問題が輸出組合において表面化したのは、1954年11月9日に行われた第2回のディナーウェア判定委員会においてであった<sup>8</sup>。その頃まではディナーウェア協会においてもバンブーチャイナ輸出に関して十分な情報が得られていなかったと推察さ

<sup>6</sup> 『概説近代陶業史』364頁参照。

<sup>7</sup> ディナープレートのサイズに関しては9インチ4分の1が正確であるともいわれている。

<sup>8</sup> 「第17回理事会議事録」（『理事会議事録④』所収）および「業界の動向に細心の注意を 読者の猛省と認識を促す」 「第二回ディナーウェア判定委員会の焦点」（いずれも『総合通信陶業版』第290号、昭和29年11月22日）

れる<sup>9</sup>。この第2回ディナーウェア判定委員会においては、「右（6ピースセット…引用者）は、ディナーウェアの範疇に入るべき商品であるから、これに手を加えて上級のものとし、協定価格で輸出するよう勧告することに意見一致」し<sup>10</sup>、名古屋通産局にその裁定を要請した<sup>11</sup>。

なお、1954年4月1日以降、北米向けディナーセット中の主要5品目に対してチェックプライスの引上げなどを内容とする規制強化が行われていた。この4月1日の規制により、従来はディナーセットのサイズについて規定がなかったものが9インチ半以上のディナープレートを対象とすることに規程が変更されていた<sup>12</sup>。この点については10月21日より実施された規制においても同様であった。このため、ディナープレートのサイズが9インチ8分の3であるバンブーチャイナセットは、厳密には規制対象外であることが判明するにいたった<sup>13</sup>。しかしながら、ディナーウェア判定委員会および輸出組合は、その影響が甚大であるとして輸出貿易管理令によるチェックプライスの適用を通産局に要請した。

さらに、11月18日には、道家静夫輸出組合専務理事が上京し、関係各局に次のような要請を行なった<sup>14</sup>。

①輸出組合の協定規制を、貿易管理令に挿入すること

②それまでの措置として、輸出組合協定規制に対するアウトサイダーの行為を行政指導で取り締まること

実際は、既に6月から6ピースセットの積出が行われていた<sup>15</sup>。6月から11月にかけての輸出状況（輸出品検査ベース）は、1表のようであり、6月から11月17日までの総輸出検査量は、既に26万5,600セット（159万3600個）に及んでいた。しかも、翌年1月以降は毎月15万セット＝90万個の輸出が予定されているという報告が輸出組合に対してもたらされた<sup>16</sup>。

<sup>9</sup> 9月時点において、バンブーチャイナ（6ピース）問題は、輸出組合内の委員会、理事会の議題となっていない（『北米関税対策委員会・北米カナダ部会・ディナーセット部会合同協議会』（9月17日開催）および「第16回理事会議事録」（9月25日開催）（『北米・ディナー合同協議会記録(1)その1』および『理事会議事録④』所収）。

<sup>10</sup> 「第17回理事会議事録」（昭和29年11月17日、『理事会議事録④』所収）

<sup>11</sup> 日本陶磁器輸出組合をはじめとして陶磁器産業に関係する全国団体の本部はほとんどが名古屋市に置かれた。これは、日本陶器などの大企業や加工完成業者の多くが名古屋に立地しており、また岐阜県や愛知県といった最大の陶磁器産地を周辺に抱えていたことによる。したがって直接的には名古屋通産局がこれらの団体を管轄した。

<sup>12</sup> 「第11回理事会議事録」（昭和29年2月19日『理事会議事録④』所収）

<sup>13</sup> これに関しては、「偶然にしては余りにもよく出来すぎているし、事情を知った者の作為的行為であるとの意見」も出ていた（前掲『概説近代陶業史』365頁）

<sup>14</sup> 『日本貿易新聞』1954年11月25日。

<sup>15</sup> 1954年11月17日付ストロング商会から飯村栄一通産省化学品雑貨輸出課長宛て書簡（英文）（『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収）。

<sup>16</sup> 日本陶磁器輸出組合理事長永井精一郎「非組合員による対米陶磁器廉売防止に関し陳情」（通商産業大臣および外務大臣あて、昭和29年11月24日、『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収）。

第1表 1954年6月－11月17日、6ピースセット（バンブーチャイナ）輸出状況

輸出品 検査月	カートン数	セット数	個数
6月	2,300	36,800	220,800
7月	2,300	36,800	220,800
8月	3,000	48,000	288,000
9月	3,000	48,000	288,000
10月	4,500	72,000	432,000
11月	1,500	24,000	144,000
計	16,600	265,600	1,593,600

(資料) 1954年11月17日付ストロング商会から飯村栄一通産省化学品雑貨輸出課長宛て書簡（『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収）付属資料より作成

(注) 本票の数値は、輸出品検査ベースであり、実際の輸出月、輸出数量とは正確には対応していない。

以上の輸出組合側の動きは、輸出向け白素地生産を主とする上位大企業を主体とするディナーウェア協会の利害を強く反映する形でなされたのに対して、バンブー側も執拗な反論を試みた。

まず、6ピースセットの輸出業者であるストロング商会（極東）<sup>17</sup>は、輸出部支配人G.H.ダコスタが名古屋を訪れて11月13日付けで永井輸出組合理事長宛てに次の3項目をギャランティする旨を書簡で伝えた<sup>18</sup>。

- ① 6ピースのスマールセットにこれ以上の品目を附加せんとする意図のないこと
- ② ディナーセットの組み合わせるような注文もしていないし、将来もしないであろうこと
- ③ 6ピースセットはシングルセットとしてそのまま米国市場で売り出すこと

このように、この書簡の時点では、ストロング商会は、6ピースセットのような小さなセットはディナー・セットには該当せず、より大きなセットにくみ上げない限り問題はないと認識していたことがうかがえる<sup>19</sup>。しかしながら、前述のように輸出組合側は、6ピースセットのままであっても安価で大量の対米輸出が行なわれることに対して強い危機感を感じており、協定価格で輸出すべきものとした。この時点での両者の認識はかなりすれ違っていたことがわかる。

<sup>17</sup>「ストロング商会（極東）商会」（STRONG&CO., (Far East) Ltd.）は、横浜市中区山下町204番地に所在し、アメリカ側輸入業者であるTrans-Pacific Impex Corporation (New York) に対して6ピースセットの輸出を行なった。

<sup>18</sup>『窯業タイムス』昭和29年11月29日。

<sup>19</sup>ディナーセットは、通常12人用93ピースがフルセットとされる。実際には需要に対応して44ピース、32ピースといったようにショートセットが組まれて販売される。チェックプライスや輸出組合の協定価格においては93ピースに換算された価格が用いられる。

さらに、ストロング商会（極東）は、11月17日付で飯村栄一通産省雑貨品輸出課長に対して、「ニューヨークの買主（Impex社）からは製品が値上げされる様な場合には注文をキャンセルすると言ってくる。6ピースセットが米国でディナーセットに組み換えられることは無いし、その可能性もない。もしもチェックプライスが適用されるとすればそれは不公正（unjustified）であり、その価格は全く禁止的（absolutely prohibitive）なものとなる。したがって、通産省が輸出組合に同意しないように願う」とする陳情を行なった<sup>20</sup>。

バンブーチャイナの生産業者も名古屋通産局長に対して、この注文の取り消しは不況下において影響が大きく、多数の従業員の解雇や工場閉鎖を余儀なくされるとして陳情書を提出した<sup>21</sup>。陳情者は、山津製陶KK（塚本廉三）、有限会社山十製陶所（伊藤勇二）、有限会社長良製陶所（加藤恒吉）、山加製陶所（加藤義雄）、有限会社山定製陶所（加藤優）、山ヨ製陶所（加藤恒二）、金ヲ（西尾斧治）、山十陶業KK（伊藤博之）であった。

また、これと同時に日陶連素地部会は、中小陶磁器生産業者の利害を代弁する形で、「大工場の優良品と中小企業の並品を同一の最低価格とすることは妥当ではない」として、輸出組合による価格規制そのものから中小企業品を除外するよう求めた<sup>22</sup>。

ここに戦後の陶磁器輸出における最大の事件であり、通産当局はもとより大物政治家やアメリカ合衆国政府まで巻き込んだ「バンブーチャイナ問題」を巡る攻防の幕が切れて落とされたのである。

## 2. 対抗の激化

翌週になると両者の動きはさらに激しくなり、名古屋通産局だけでは収拾が難しいとみた通産省本省も対応に乗り出すところとなった。11月24日に、通産省は大村化学品雑貨輸出課長補佐を、実状調査のために名古屋に派遣し、輸出組合および関係業者の双方から意見を聴取した<sup>23</sup>。

意見聴取のために集められた参加者は、次のようなメンバーであった。

### <輸出組合側>

永井精一郎（日本陶磁器輸出組合理事長）、水野保一、水野智彦、稲垣（日本陶器）

<sup>20</sup> 前出、1954年11月17日付ストロング商会から飯村栄一通産省化学品雑貨輸出課長宛て書簡（英文）。

<sup>21</sup> 「6ピース磁気のチェックプライス適用は切実な社会問題を惹起・生産業者が名古屋通産局に陳情」（『総合通信陶業版』第290号、昭和29年11月22日）。この記事は、総合通信社編『陶磁器戦後十年史』昭和32年5月1日、146～147頁にも収録されている。なお、従来東南アジア向けの陶器輸出を行ない北米輸出を行なっていなかった「並素地」陶器生産業者が、この時期に北米輸出に進出した背景には、インドネシア向け輸出の不振があった。この点に関しては、陶磁器の東南アジア向け輸出と輸出カルテルを扱う別稿で詳しく述べる予定である。

<sup>22</sup> 『日本貿易新聞』昭和29年11月25日。

<sup>23</sup> 前出『窯業タイムス』昭和29年11月29日。

<生産者側>

籠橋産右エ門（岐工連理事長）、滝（東濃陶器社長）、山十製陶、山津製陶、宮崎製陶、その他

<官庁側>

大村（通産省課長補佐）、高井（名古屋通産局通商課長）、浅井（名古屋通産局軽工業課長）、安井（同僚課長）

<オブザーバー>

岐阜県庁、株式会社中小企業助成会

このうちオブザーバーで参加した「株式会社中小企業助成会」というのは、日産コンツェルン総裁であった鮎川義介が戦後に旧日産関係の出資によって設立した団体で、バンブーチェーン生産者に対して融資を行っていた<sup>24</sup>。後述のように、このことが、本問題が中央政界をも巻き込む問題となっていく背景の一つとなったと考えられる。

鮎川は、のちの回顧文<sup>25</sup>によると、戦後、巢鴨刑務所のなかで「今後の国づくりは、「道路」と「水力」と「中小企業」の三本の柱であることに結論を得」て、中小企業育成に大きくかかわるようになったとしている。「巢鴨」を「卒業」したのち、鮎川は、「株式会社中小企業助成会」を設立し、それと並行して中小企業を対象とする銀行の設立を図った。はじめは華僑資本の導入を画策したが、これが失敗に終わると「中小企業助成銀行」（東都銀行の前身）に改組した。さらにこれらを梃子としながら1956年には政治圧力団体としての「日本中小企業政治連盟」いわゆる「中政連」を設立していく。なお、この中政連は、輸出入取引法と並んで戦後のカルテル助成法として多用された中小企業安定法（1952年に「特定中小企業安定臨時措置法」として成立）が、1957年に中小企業団体法となる過程で大きな政治的影響を与えた団体である<sup>26</sup>。戦後の財閥解体により活動の場と資金源を奪われた鮎川にとってこれら団体は自らの活動を再開するための団体としての意味を持っていた。

11月24日の公聴会においても輸出組合側（ディナー側）とバンブー生産者側との主張は平行線をたどった。論点は、次のようなものであった。本問題の論点はほぼこの段階で明確となっているので、双方の主張も含めてやや煩雑ではあるが簡潔にまとめておくこととする<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> 同上紙の報道によると、山十製陶所はトンネル築造にあたり中小企業助成会から約400万円、あるいはそれ以上の融資を受けていた。また、輸出組合作成の文書によれば4500万円もの融資を受けたとされている（日本陶磁器輸出組合理事長永井精一郎「日陶輸業事第902号 在米日本大使館参事官松尾泰一郎宛書簡」昭和30年2月4日、『バンブーチェーン関係書類(1)』所収）。

<sup>25</sup> 日本経済新聞社『私の履歴書』第二十四集、昭和29年、340頁～343頁。

<sup>26</sup> 中小企業安定法の成立過程に関しては、拙稿「戦後輸出カルテル政策の形成」（静岡大学『経済研究』13巻2号、および同論文中の注61に上げた参考文献のほか、渡辺純子「繊維産業における需給調整政策」（原朗編『高度成長始動期の日本経済』2010年、日本経済評論社、所収）も参照されたい。

<sup>27</sup> 前出『窯業タイムス』昭和29年11月29日。



① 輸出価格は出血であるか

<バンブー側> コストを割ってはいない。下層階級を狙った安物である

<輸出組合側> 出血であるとは言わないが、安く売るのは困る

② 既存のディナーセットの市場を攪乱するか

<バンブー側> 攪乱しない。並素地と白素地の品質の差は歴然としているから

<輸出組合側> 朝鮮戦争後は、20ピースや5ピースといったショートセットがディナーセットの輸出の中心になっており、6ピースセットの輸出により影響を受けることは間違いない

③ 関税問題に影響を与えないか

<バンブー側> 最近の新聞報道から楽観している。

<輸出組合側> ホテルウェアの輸出の話が以前あった時には、ホテルウェアはアメリカ陶磁器産業の中心であることから輸出を自粛してきた。アメリカ国産の低級品の生産が戦後急激に伸びたが、バンブーはこれと競合するためアメリカの国産業者を「殺す」ことになり、関税問題への影響は大きい。

④ 中小企業と陶磁器輸出との関係について

<バンブー側> 今回のチェックプライスの設定、拡大解釈は、輸出組合とディナー協会が勝手に決めたもので中小企業を締め上げるものである。東南アジア市場が極度の不振である状況では中小メーカーを輸出から締め出すことに他ならない

<輸出組合側> 輸出一般、なかでも対米輸出においては広い国際的視野、輸入国側の実情を優先的に考えなければならない

バンブー・メーカーは、既に6月時点で通産省を訪問して担当官と相談しており、その時点では「現状では影響はない」との感触を得てバンブーチャイナの輸出を始めた経緯<sup>28</sup>があり、このような大問題となることを必ずしも予測していなかった。しかしながら、以上の主張に見られるように、輸出組合側が最も恐れていたのは、北米市場における日米製造業者間の棲み分けがかく乱されることであった。バンブーチャイナがコスト割れのダンピング輸出であるかどうかは重要ではなく、協定価格よりも安価な製品の輸出は、従来からホテルウェアの輸出自粛などにより北米業者とのあいだで事実上成立していた棲み分けを破壊し、アメリカ国内の低級品の製造業者を圧迫することによって、その結果、日本品への高関税や排斥につながるというのが輸出組合およびディナーウェア輸出業者の一貫した主張であった。

<sup>28</sup> 通産省雑貨輸出課から「輸出組合は近く全品目の価格協定を実施する故出来得れば（バンブー輸出を…引用者）止めたが良いが現在では法的には許される」との言質を得たとされる（前出、在米日本大使館参事官松尾泰一郎宛書簡）昭和30年2月4日

バンブー側も東南アジア輸出が閉塞状況になっている状況<sup>29</sup>の中では、簡単に譲歩できる状況にはなかった。公聴会の翌日の25日には、岐工連において本問題は岐阜県陶磁器業界の重大問題であるとして対策会議がもたれた。そこでは、関税問題を危惧する意見もあったが、白素地以外の対米輸出が出来ないことになると岐阜県全体の生産業者にとって死活問題であり単に一部メーカーの問題ではなく一大運動を展開すべきであるとの意見が大勢を占めるところとなった。特に大量にバンブーチェーンを受注し生産設備を増強した山十製陶などの業者が輸出停止によって内地向け製造へ転換することによって他のメーカーにとっても深刻な影響が生ずることが懸念された。その結果、対策として、白素地と並素地のチェックプライスを分離し、二重価格を容認するように関係当局に強力に要請することとなった<sup>30</sup>。

輸出組合側も、素早く対応している。輸出組合は、名古屋での公聴会の当日24日に、6ピースセットを輸出入取引法の規定に基づきアウトサイダー規制の省令による輸出阻止を行なうよう外務、通産大臣あて要望書<sup>31</sup>を送付するとともに、道家専務理事を再び東京に派遣して関係当局に陳情を行なった。また、ディナーウェア協会も同日、宇佐美委員長および伊申副委員長が、業界代表としての市川製陶所市川氏を同道し、関係各官庁に善処を要請した<sup>32</sup>。

25日には米国の日本製陶磁器輸入商組合（AIJC）<sup>33</sup>より「輸出組合に於て価格協定せる十三品目の輸入に関しては輸出組合がディナーウェアに非ずと云う証明が無ければディナーウェアと見做してチェックプライスを適用すると当地（ニューヨーク）の税関は主張している」との入電があった。このことは、6ピースセットに関しても米国税関によって日本の輸出組合の承認が無い限りチェックプライスが適用されることを意味していた。なお、この日本製陶磁器輸入商組合は、米国での日本製ディナーウェアに対するバイヤーの組合であり、輸出組合は、ここに資金提供することによって米国での関税対策を行なっていた。連絡はノリタケニューヨークがパイプ役となっており、日本側ディナー輸出業者とは価格維持という点で共通の利害を持っていた。この情報も背景となって、11月27日には、帰名した輸出組道家専務理事が、「通産当局もハラは決まった様である。…来週中には何らかの規制措置が発動されるのではないか」<sup>34</sup>と発言するに至っている。

以上の過程を経て、12月8日に輸出貿易管理令が改正公布され（号外政令309号、13日施行）、並生地ショートセット類まで規制の範囲が拡大された。これを前提として、12月10日に通産省は次の決定を行ない経過措置をとることとなった<sup>35</sup>。

<sup>29</sup> 注21参照。

<sup>30</sup> 前出『窯業タイムス』昭和29年11月29日。

<sup>31</sup> 前出「非組合員による対米陶磁器廉売防止に関し陳情」（昭和29年11月24日）。

<sup>32</sup> 前出『窯業タイムス』昭和29年11月29日。

<sup>33</sup> AIJC=AMERICAN IMPORTERS OF JAPANESE CERAMICS。

<sup>34</sup> 前出『窯業タイムス』昭和29年11月29日。

<sup>35</sup> 前出「在米日本大使館参事官松尾泰一郎宛書簡」昭和30年2月4日

「貿易管理令によるディナーセット構成品目のチェックプライスは1月15日まで適用しない。1月16日より3月15日迄は6ピースに換算して毎月5万組或は金額にして2万ドルに限りチェックプライス以下においても輸出許可を与える。

但し、右はディナーウェアのJIS3001に合格する商品なること、なお対米輸出上悪影響があると認められた場合は直ちに打切る」

これに合わせて輸出組合の協定も規制が強化されることとなった。具体的には、まず翌年1月15日より日本陶磁器輸出組合の価格統制能力の強化すなわちライセンス・システムとプライス・コントロール・システムの結合がおこなわれた<sup>36</sup>。

このようにバンブーチャイナ問題は当局の輸出カルテル規制の強化によって決着するかに見えた。しかしながら、この問題はさらに複雑な様相を呈していくこととなる。

### 3. 紛争の国際化

バンブー側は、アメリカ政府を動かすことにより反撃を開始した。

まず、輸出貿易管理令が改正公布されたと同じ日の1954年12月8日に、米国におけるバンブーチャイナ輸入商であるトランス・パシフィック・インペックス・コーポレーションの働きかけによりアメリカ大使館はストロング（極東）株式会社、山十製陶、山津製陶の代表者らから実状を聴取した<sup>37</sup>。これを受けて米大使館からの抗議が日本政府に対して行なわれるとともに、1月14日には商務官2名が東濃の現地に派遣され実状調査が行われるところとなった。

また、12月23日にアメリカ輸入業者よりインペックス社にチェックプライスを外しても関税引き上げの問題は起こらないとの書簡<sup>38</sup>が出されており、これを受けて、翌年1月19日付けでインペックス社副社長コルベルグは、通産省の板垣修通商局長に対してバンブーチャイナに対するチェックプライスの適用は誤りであるとの書簡を提出した<sup>39</sup>。この中でコルベルグは、米国関税委員会が大統領に提出した報告から低価格の日本品は米国産業を損害せず、米国国務省は東京大使館に対して「チェックプライスは希<sup>ママ</sup>ましくない。若しダンピングを防ぐ丈の価格ならば異議がある」との電報を發し、このような差別待遇は日米友好通商条約およびガットに違反しているなどとして強力な抗

<sup>36</sup> 『ナゴヤジャーナル昭和』30年2月20日。

<sup>37</sup> 前出『ナゴヤジャーナル』昭和30年2月20日。

<sup>38</sup> NATIONAL COUNCIL OF AMERICAN IMPORTERS, INC., Harry Radcliff, Executive Vice Presidentより Mr. Joseph M. Kolberg, Executive Vice President, Trans-Pacific Impex Corp.あて書簡（英文）（1954年12月23日付、『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収）

<sup>39</sup> 昭和三十年一月十九日附板垣通商局長宛（Trans-Pacific Impex Corpより）バンブーチャイナ輸出制限に関する抗議書簡（英文）、（同上(1)所収）

議を行なった。

これが、米国大使館がチェックプライスの廃止を勧告していると報道され、日本側も受諾するだろうとの風説も流れたため、前述のように輸出組合はAIJCの情報からアメリカ当局は日本側の輸出カルテル規制に対しては好意的であるとみていたことから、輸出組合＝ディナー業界側には確かに動揺するところとなった<sup>40</sup>。通産省も、「意外にアメリカ方面の圧力が強く新通産相石橋湛山氏がアメリカの要請に対して追従的な考えを持っているともみられ」「輸出組合側の政策は前途必ずしも楽観を許さない」との意向を業界に伝えた<sup>41</sup>ことがディナー側の動揺をさらに深めた。なお、このようなアメリカ政府の姿勢の背景には、インベックス社の運動がアメリカ国務省の長官ダレスまでも動かしたことによるといわれている<sup>42</sup>。このアメリカ国務省の意向を受けて1月25日には、アメリカ商務官ルイス、マグワイヤ両氏が、名古屋、岐阜地区を訪問し関係工場を視察したのち多治見市役所で陶磁器業者と懇談している<sup>43</sup>。

コルベルグと同趣旨の抗議は、山十、山津およびストロングから吉岡千代三軽工業局長対しても行なわれた<sup>44</sup>。これは、米大使館の動きとは別のものであった<sup>45</sup>が、アメリカ国務省の動きにバンブー側が明らかに意を強くしたものと考えられる。

これに対してディナー側も黙って手をこまねいていたわけではない。

まず、輸出組合理事の水野智彦を東京に常駐させて関係官庁の情報収集と工作にあたらせている。水野は、1月29日および31日付で通産省の関係する各原課を回って担当官の意見等を聴取し輸出組合の道家専務宛に送った書簡の中で、「官庁はストロングと輸出組合との間にあって漂ってゐると云う感」があるとしたうえで、輸出課事務官および輸出課長から「ストロングが猛運動をつづけてゐるのだから輸組もこれに対抗して理事長又は専務理事が上京して大臣次官あたりに反対陳情してくれねば困る」という趣旨のサジェスションを受けて、名古屋まで申し送っている<sup>46</sup>。

その後も水野は通産省および外務省各原課を回って情報収集を続け、状況を連日輸出組合に報告している。そうこうするうちに2月3日に開催された通産省と中小企業庁との総合会議において事態は容易ではならざる状況となっていることが判明し、このことを水野は翌日付で道家専務宛に

<sup>40</sup>『窯業タイムス』昭和30年2月18日。

<sup>41</sup>同上

<sup>42</sup>三井弘三『昭和陶業史余聞』昭和55年、中部経済新聞社、152頁。ダレスの関与に関しては、真偽の確認は出来ていない。

<sup>43</sup>『総合通信陶業版』第297号、昭和30年2月14日発行。

<sup>44</sup>前出『ナゴヤジャーナル』昭和30年2月20日。

<sup>45</sup>「日陶輸東支第304号 チェックプライス制反対陳情に関する件」(昭和30年1月29日付、水野(智彦)より道家専務宛て書簡、『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収)

<sup>46</sup>同上書簡および「日陶輸東支第305号 6ピース問題についてその後の情報の件」(昭和30年1月31日付、水野(智彦)より道家専務宛て書簡、『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収)

次のように書き送っている<sup>47</sup>。すなわち、「大臣、次官への政治的な働きかけが強く、担当官は自分たちの力では何ともならぬと云うような情勢であり、輸出組合が何故にこれに対抗して政治的に動かぬかと云う不満が全般的なようであります。殊にこの問題は「某事務官が左遷されたのはこのためだ」などと云う憶測(?)まで生んで、一部に恐慌状態まで惹起してゐます。チェックプライス制(陶磁器について)廃止までは行かなくとも六ピースを三月十五日以降は制限的に許すと云う様な妥協案に落ちつく可能性は充分あります。」「問題は昨日あたりから今日にかけて(大臣から担当官に強い働きかけがあったとの説もあります)相当悪化して居りますから油断なく善処方御願いたします。」というものであった。

これによって中央のただならぬ空気を察知した輸出組合では急遽7日に関係者が参集し、反対陳情の打ち合わせを行なった結果、9日には東京で窯業品輸出会議が開かれるのに合わせて関係者への働きかけを行なうこととなった<sup>48</sup>。

通産省は、2月4日に、上京した名古屋通産局新井商工部長と検討した結果、安物を輸出しないという基本方針は変更しないもののバンブーチャイナのみを対策にした措置を講ずるか、チェックプライスに段階制を設けるという全般的措置をとるという方針を出す<sup>49</sup>ところとなった。2月10日にいって、その前者にあたる措置として通産省通商局は、前年12月の「輸出貿易管理令の改正に伴う輸出承認の暫定措置について」の輸出承認方針の一部を改める通牒を関係方面に発した。すなわち、「4月15日までに船積みされる6ピースのものについては、20万セットまでチェックを適用しない」とするものであった<sup>50</sup>。

このような通産省の方針転換の背後には、アメリカの動き以外に鮎川義介の動きがあったといわれている。前述のように鮎川は、中小企業助成会の融資を通じてバンブーチャイナ問題とは深い利害関係があった。鮎川は、中小企業擁護の名目で中小企業庁長官に圧力をかけたといわれている。鮎川に圧力をかけられた中小企業庁長官がバンブー側を支持し、一方、通産省通商局は本来輸出カルテル助成政策実施の観点から基本的にはディナー側支持であったため、通商局と中小企業庁との内部対立となって、名古屋通産局担当課では全く処置不能の事態となった<sup>51</sup>。

このような事態の急変に大きな衝撃を受けた業界幹部は、2月10日に永井輸出組合理事長、水野総合対策委員長、三井弘三日陶協連専務理事らが急遽上京し、反対陳情を行なった。板垣通商局長始め関係部課長と懇談の後、石橋湛山通産大臣にも直接面談して要請を行なった<sup>52</sup>。また、重光葵

<sup>47</sup> 「6ピース問題本日の情勢報告の件」(昭和30年2月4日付、水野(智彦)より道家専務宛て書簡、『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収)

<sup>48</sup> 『総合通信陶業版』296号、昭和30年2月7日号。

<sup>49</sup> 同上。

<sup>50</sup> 同上紙、昭和30年2月14日。

<sup>51</sup> 前出、三井『概説近代陶業史』367頁、および『昭和陶業史余聞』153頁。

<sup>52</sup> 『窯業タイムス』昭和30年2月18日。

外務大臣に対しても同様の陳情書を提出している<sup>53</sup>。

陳情を受けた外務省は、翌11日、全米の公館に対して「1. バンブーチャイナの米国製陶業に対する影響、2. 斯る低価格品の輸出により他の商品に対する影響、3. その他参考になる点」について調査を命令した<sup>54</sup>。

このように、バンブーチャイナ輸出をめぐる攻防は、アメリカ政府や政治家をも巻き込んでますます激しさを増していった。

#### 4. 並生地製品対米輸出促進連盟の結成

2月に入ると、山十製陶所および山津製陶所のバンブーメーカーは岐阜および美濃の中小メーカーを糾合して「並生地製品対米輸出促進連盟」を結成した。同連盟の正式な結成日は不明であるが、2月15日に同連盟は「ディナーウェアのチェックプライスについて愛知県岐阜県の並生地業者に訴える」と題する文書<sup>55</sup>を作成し「輸出組合の主張は正しくない」として運動を展開した。同連盟に賛同する会社は700社以上にもおよび、調印書を集めて通産省、代議士、鮎川義介などに働きかけた<sup>56</sup>。2月24日には、並生地製品対米輸出促進連盟を代表して山十製陶所社長伊藤博之が、関係業者779社からの署名を付した「ディナーウェアの最低輸出価格に関する件」と題する陳情書を携えて上京し、通産大臣に提出した<sup>57</sup>。この署名数は岐阜地区に限定すると業者数全体の90%以上に達する数であり、このことから対米貿易を事実上独占する白素地生産大企業や加工完成業者に対する並生地業者の不満がいかに高かったか、そして東南アジア向け輸出の閉塞に対する危機感がいかに深刻であったかが理解できよう。

<sup>53</sup>「低価格のディナーウェア輸出規制に関し陳情の件（外務大臣重光葵宛陳情書）」日本陶磁器輸出組合理事長永井精一郎 日本陶磁器工業協同組合連合会理事長籠橋座右門、昭和30年2月10日（『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収）。

<sup>54</sup>「日陶輸東支第三三〇号 一、外務省より全米公館向調査の件（事務局長宛）」昭和30年2月26日（『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収）。

<sup>55</sup>『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収。

<sup>56</sup>前出、三井弘三『昭和陶業史余聞』152頁。ただし、同書では、中小企業政治連盟に働きかけたとなっているが、中小企業政治連盟の創設は1956年4月11日であり、前述の中小企業助成会および鮎川個人に働きかけたと推察される。

<sup>57</sup>『総合通信陶業版』299号、昭和30年2月28日号および並生地製品対米輸出促進連盟「ディナーウェアの最低輸出価格について（石橋通産大臣宛）（写し）」（文書の日付は3月8日となっているがこれは写しの日付であり、内容から2月24日の陳情文であると推察される（『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収）。なお、日陶連の三井専務は、両派から依頼された運動の起草文を作成し、一人二役を演じたと自らの著書で述べている（前出、『概説近代陶業史』367頁）。

## 5. 紛争の決着とその後

このように激しい対立を見たバンブーチャイナ問題であったが、2月下旬から3月にかけて全米の在外公館から次々と現地の状況が報告されるようになって決着がつくこととなる。

すなわち、前述の外務省の調査命令に応じて、2月24日には在ニューオーリンズ領事より、ショートセットを仕入れて混ぜ物を安く売る小売商がいて当地有力輸入商は脅威を感じており、ひいては関税引き上げ問題の再燃の恐れありとの趣旨の返電が届いたほか、翌25日には、在ニューヨーク土屋総領事より、粗悪品輸出の悪影響を懸念するとの報告が寄せられた。次いで3月3日には、在サンフランシスコ勝野総領事から、翌4日には在ポートランド総領事からほぼ同趣旨の返電が届いた<sup>58</sup>。特に在ポートランド今城総領事からの電信の中で「米側関係官辺筋の意見を徴したところ、大統領が年頭の外国貿易教書において関税引下げを強調し、また一部民間にもこれに同調する者がある際、日本が不当に安価な品を対米輸出することは、引下げ反対者に良い口実を与えることになる」とあり、実際、この内容は2月9日に関税引下げを内容とするクーバー法案が下院歳入委員会を多数で通過している状況と合わせてみると説得的なものだった。インベックス社のロビー活動で国務省と米国大使館が動いたことが必ずしもアメリカ政府の基本姿勢ではないことが判明したことは重要であった。

この結果、3月9日、来る4月15日をもって暫定措置によるバンブーチャイナの積出承認は終了しそれ以降は延長しないとの通達が通産省事務次官および軽工業局長より発せられて、陶磁器業界を揺るがしたバンブーチャイナ問題はバンブー側の敗北をもって一応の終結をみた<sup>59</sup>。3月12日には名古屋常磐ホテルで陶磁器業界懇談会が催され、吉岡軽工業局長は、今回の決定について「この段階になったについては外地からも、関税問題は別としても陶磁器輸出に重大な悪い影響を与える何れも通報しており、…」として、在米公館からの通報が決定的であったことを窺わせる発言をしている<sup>60</sup>。

ただし、在外公館がこのような短時日に本格的な調査を行なったかどうかについては疑問が残る。むしろ輸出組合資料は、輸出組合側からの働きかけを窺わせるものとなっている。輸出組合は、外務省に陳情し外務省が全米の公館に調査を命令した当日の2月4日付で、在米日本大使館の参事官である松尾泰一郎に対してかなり詳細なバンブー問題に関する解説を付して尽力を要請する文書<sup>61</sup>を送付しており、さらに同じ2月4日に、次のような電信をノリタケニューヨーク気付日本製陶磁

<sup>58</sup> すべて『バンブーチャイナ関係書類(1)(2)』所収。

<sup>59</sup> 「30経第297号 陶磁器の輸出承認について(名古屋通商産業局長宛)」および「30経第297号 陶磁器の輸出承認について(日本陶磁器輸出組合理事長 永井精一郎宛)」『バンブーチャイナ関係書類(2)』所収

<sup>60</sup> 『窯業タイムス』昭和30年3月15日。

<sup>61</sup> 前出、在米日本大使館参事官松尾泰一郎宛書簡」昭和30年2月4日。この文書はかなり長いものであり、事前に準備していたものと考えられる。

器輸入商組合（AIJC）宛で送っている<sup>62</sup>。

「バンブーチャイナの米国側輸入業者および日本メーカーが日米政府当局に陳情、三月十五日以後も継続輸出出来るようにと運動し、米大使館も関税の心配はないから輸出させろ、チェックプライス制はやめにせよと通産大臣以下幹部に話しかけたので、政府も動揺している。貴組合よりチェック制をやめた場合の恐るべき結果を力説して、外務、通産大臣宛て電報で陳情されたし。日本大使館松尾参事官も事情認識あるから助力を請え。」（句読点を適宜加えた…筆者）

この原文は英文ではなくローマ字で打たれており、したがって、米国からの対策をノリタケニューヨークおよびノリタケニューヨークを通じてAIJCに指示するものと見做すことができる。これを受けてAIJCからは、2月9日に名古屋通産局あてに「われわれは現在維持され現在継続されているチェックプライス・システムを厳重に施行せんとするディナーウェアや輸出組合の政策を支持することを断言する。この政策から少しでも逸脱することは輸入ディナーウェアの取引に対し日本側も米国側もともに不利益を被ることとなる。それ故、チェックプライスを下回るとき者の輸出はいかなる理由があろうとも許されてはならぬ」という内容の電信が送られている。

また、前述の在米公館から電信の中にも「日系人陶磁器輸入商によれば…」(ポートランド)、「…と当地有力輸入商は語っている」(ニューオリンズ)といった表現が散見される。当時の日本製陶磁器の有力輸入商のほとんどは白素地ディナーウェアの輸入商であったと考えられるから摩擦を恐れてチェックプライス制を支持するのは当然であった。

なお、在ニューヨーク日本大使館参事官の松尾泰一郎は、1954年5月までは通産省通商局次長であり、56年9月には通商局長に就任することになる通産省内の実力者であった<sup>63</sup>。松尾は52年の輸出取引法制定時以前から永らく通商局次長を務めており輸出カルテル助成政策推進の中心的人物の一人であったと考えられる。この時期たまたま彼が在米日本大使館参事官として出ていることが輸出組合にとっては幸いであった。

以上のことから、従来からノリタケニューヨークやAIJCを通じてアメリカにおける関税対策に関するロビー活動を行ってきた輸出組合側と、インパックス社以外にはそのようなルートを持たず中小企業からなるバンブー側とでは、政治力において大きな差があったことが、3月9日の決定に大きく影響した可能性がある。このことは、情報戦において輸出組合側が勝利したとみることもできよう。もっとも、大量の低級品の輸出が米国の生産業者と摩擦を引き起こす可能性は十分考えられたのであり、これを無視して運動の仕方にすべてを解消することは無理であろう。

<sup>62</sup> 「AIJC（米国日本陶磁器輸入商組合）宛電報」（『バンブーチャイナ関係書類(1)』所収

<sup>63</sup> 産業政策史研究所『改訂版』商工省・通産省行政機構及び幹部職員の変遷』



なお、正確な日時は確認できないが、通産省は、バンブー問題の解決のために陶磁器業界代表の渡米による調査を勧告した。これは、結局1955年9月に実現し、永井精一郎、籠橋産右エ門、伊東清春および水野智彦の4名が渡米した。この渡米によって米国側からチェックプライス問題について「暗々裏の了解を得た」ことに加えて、バンブーチャイナの売り先であるスーパーマーケットのアクメ社と懇談した結果、最終的な売値で60ドル（93ピース換算）を超えており、チェックプライス以上でも輸出が可能であることが判明した。これは明らかに中間の業者に大きな利益が入っていたことを意味していた<sup>64</sup>。戦後間もないこの時期の海外市場に関する情報収集能力の低さを物語っている。

バンブー問題は3月9日の決着によって完全に終了したわけではなかった。その後、インベックス社はバンブーの絵柄で6ピース以外の取引を計画し、宮崎製陶（瀬戸）に発注した。今度は、チェックプライスでの輸出ではあったが、宮崎製陶は日陶連に報告し、日陶連は、インベックスの代理人ストロング商会に対して信用状は日陶連宛に発行するように要求した。これは、チェックプライスでの輸出の後にレポートを要求するなどの違反を阻止するための措置であった。ストロング社はこれに対して強硬に反対し、結局、日陶連の指名する完成メーカー宛に信用状を開設することで妥協が成立し、中外陶業が指定されることとなった。中外陶業はこれにより大きな利益が生じたため一部を公共に寄付することとなった。これ以後は、チェックプライスでの輸出は、アメリカ側の中間商にとっては利益少ないことから、バンブーチャイナは自然に消滅することとなった<sup>65</sup>。

## おわりに

さて、以上の事例によってこの時期の陶磁器輸出に対するカルテル規制の機能に関して次のことが指摘できるであろう。

第一に、この時期の陶磁器輸出カルテルは、陶磁器市場の「棲み分け」を固定化する役割を果たしたといえよう。陶磁器輸出カルテル規制はその本来の目的に沿って、外国市場における摩擦を回避するために実施、運用されたが、その国内的な機能は、大企業＝白素地生産企業と中小零細企業＝並素地生産「窯屋」の併存といった構造を固定化させる機能を果たした。これは、東南アジア地域向け輸出が順調であった時期にはさほど問題は生じなかったが、一旦東南アジア向け輸出が閉塞状況に陥ると、この「棲み分け」はにわかに動揺を見せることとなる。

第二に、チェックプライスの水準が摩擦を回避するために適切であったというよりも、日本製デ

<sup>64</sup> 前出『永井精一郎伝』220頁。

<sup>65</sup> 同上。

ィナーウェアに対応するレベルの生産者が北米において少なかったことが摩擦を回避できていた最大の理由であった。これは、55年9月のアメリカ訪問から、北米向けチェックプライス価格は、実際にはアメリカ市場ではかなり安価な水準であったことが判明したことからとも言えよう。すなわち、並素地製品であるバンブーチャイナの末端価格ですらチェックプライスで想定していた価格を超えていたとすると、より上級の白素地ディナーウェアにとってチェックプライスは安売り防止水準としてはほとんど意味を持っていなかったと考えられる。要は日本製ディナーウェアには競合メーカーがほとんどいなかったということが摩擦回避にとってもっとも重要であったのである。国際的な事実上の「棲み分け」がその背景にあるが、なぜ陶磁器業においてはこの時期そのような「棲み分け」が可能となったのかに関してはさらに検討する必要がある。

最後に、輸出カルテルの社会政策的機能の如何について触れておくこととする。既に述べたことから、北米向けディナーウェアに関する輸出カルテルは、白素地生産を行なう大企業グループにとってその地位と収益を安定化させる機能を有していたと推測することは容易であろう。これを社会政策的ということはもとよりできない。ただし、本稿では触れていないが、同様のことは東南アジア向け生産を行なう中小企業に対しても行なわれることになる。すなわち、1954年11月27日から東南アジア向け食器に関するその最低輸出価格に関して組員協定による輸出カルテルが結ばれることとなり、漸次、対象品目と対象地域を拡大した。その理由は、「東南アジア向け食器は主として中小企業による生産輸出が多く、商品が単純、素朴であること、更にまた、相手国の財政が不安定で輸入ライセンスの発給に甚だしいむらがあるため、輸出価格のフラクチュエーションが甚だしい」<sup>66</sup>ため最低輸出価格を設定するものであり、当時の東南アジア向け輸出の閉塞状況を前提とすると価格下落による窮迫販売を防止する狙いがあったとみられる。ここに社会政策的要素を見ることが可能であるが、本稿の実証範囲を超えており、今後の課題としたい。

---

<sup>66</sup> 前出『四十七年史』10頁。